

消 防 予 第 359 号

令和 8 年 8 月 3 日

各都道府県消防防災主管部長
各 消 防 本 部 消 防 長
非常備町村消防防災主管部局長

} 殿

消 防 庁 予 防 課 長

(公 印 省 略)

消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

(用語の定義)

- 「法」・・・・・・・・・・消防法（昭和23年法律第186号）
- 「令」・・・・・・・・・・消防法施行令（昭和36年政令第37号）
- 「規則」・・・・・・・・・・消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）
- 「道路法」・・・・・・・・道路法（昭和27年法律第180号）
- 「1号告示」・・・・・・・・火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）
- 「92号通知」・・・・・・・・消防法施行令の一部を改正する政令及び消防法施行規則
の一部を改正する省令の運用について（通知）（平成2年
7月10日付け消防予第92号）
- 「192号通知」・・・・・・・・消防用設備等に係る届出等に関する運用について（通
知）（平成9年12月5日付け消防予第192号）
- 「着工届」・・・・・・・・法第17条の14の規定による工事整備対象設備等着工届出
書
- 「設置届」・・・・・・・・法第17条の3の2の規定による消防用設備等設置届出書
- 「立体道路制度」・・・・・立体道路制度の改正に係る消防行政上の留意事項等につ
いて（通知）（平成26年8月19日付け消防消第165号消防
予第341号）別添1第1に示す制度

問1 令第13条、令第21条及び令第29条に規定する「道路（車両の交通の用に供されるものであつて総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）の用に供される部分」について、92号通知では、「防火対象物の道路の用に供される部分として規制の対象となる道路は、建物と一体をなすと認められる構造のものであり、建物と分離構造をなしている道路は含まれないものであること。」とされている。

92号通知の「建物と一体をなすと認められる構造のもの」とは、道路法第47条の18に規定する立体的区域の道路と当該道路の区域外に新築される建物とが一体的な構造となる「道路一体建物」を指すものと解してよい。

(答)

お見込みのとおり。

問2 防火対象物の全体に設置義務がある消防用設備等については、立体道路制度を適用した防火対象物の次に掲げる部分においても設置を要すると解してよい。

- (1) 道路一体建物の車両の交通の用に供される道路
- (2) 道路一体建物の車両の交通の用に供される道路以外の道路（例：車道に併設された歩道の部分、歩道のみの部分）
- (3) 建物と分離構造をなしている車両の交通の用に供される道路
- (4) 建物と分離構造をなしている車両の交通の用に供される道路以外の道路（例：車道に併設された歩道の部分、歩道のみの部分）

(答)

(1)及び(2) お見込みのとおり。

(3)及び(4) 各種の消防用設備等の設置を要する部分に該当しない。ただし、道路部分で発生した火災により当該防火対象物に防火安全上の支障が生じるおそれがある場合には、(1)及び(2)と同様、当該防火対象物の道路部分として必要な消防用設備等の設置を求めることが望ましい。

問 3 火災通報装置を接続する電話回線について、火災通報装置の本体の取り換えを伴わず、電話回線をメタル回線から IP 電話回線に変更するための回線切替工事や回線終端装置等（1 号告示第 3 第 16 号に規定する回線終端装置等をいう。）を設置する工事は、着工届を消防長又は消防署長に届け出る必要があると解してよいか。

また、設置届については、法第 17 条の 3 の 2 の規定により消防長又は消防署長に提出する必要がある、記載する工事区分（192 号通知別紙 1 の工事区分）は「改造」と解してよいか。

（答）

前段、後段ともにお見込みのとおり。

問 4 甲種消防設備士は消防用設備等の工事を実施する場合、工事に着手する 10 日前までに消防長又は消防署長に着工届を届け出る必要があるが、既存の防火対象物の消防用設備等の故障時等の早急に復旧する必要がある場合において、消防長又は消防署長が工事内容を確認し、法第 17 条に規定する技術上の基準に適合していると認めるときは、届け出後 10 日を経ずとも工事を実施してよいか。

（答）

差し支えない。